

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（ 経済産業省 ）

制 度 名	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化等				
税 目	所得税（租税特別措置法第 5 条 3 項、41 条 13 項）、法人税（租税特別措置法第 67 条 17 項）				
要 望 の 内 容	振替社債の利子等に係る非居住者及び外国法人に対する非課税措置の適用期限を恒久化する。 <table border="1" data-bbox="853 571 1476 663"> <tr> <td data-bbox="853 571 1193 663">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1193 571 1476 663">— （▲4,100 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （▲4,100 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （▲4,100 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 我が国企業が発行し、海外投資家が保有する振替社債（国内発行の社債）の利子等に係る課税関係を、恒久的に、欧米主要国と同様に非課税とすることによって、海外投資家からの投資を呼び込み、我が国社債市場における社債の買い手の裾野を拡げ、もって我が国企業の資金調達環境の円滑化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 欧米主要国に比べ資金調達手段を銀行借入に大きく依存している我が国企業にとって、社債市場から直接資金調達できるようになることは、資金調達の円滑化及び多様化の観点から、極めて重要かつ効果的である。こうした観点から、平成 22 年度の税制改正により、振替社債の利子等に係る非居住者及び外国法人に対する非課税措置を適用期間 3 年に限って導入したところ、本措置の導入以降は、我が国企業が発行する社債に対する海外投資家（非居住者及び外国法人）の投資額は着実に増加している。</p> <p>もっとも、欧米主要国に比べれば、我が国社債市場は、依然として海外投資家（非居住者及び外国法人）の保有割合が低く、国の経済規模に対する社債発行額についても欧米主要国に比べ低い水準に留まっており、海外からの投資資金を有効活用していく余地は大きい。特に、我が国では低格付けの社債の市場規模が小さいことから、恒久的に海外投資家の受け取る利子が非課税とされている民間国外債（海外発行の社債）を発行するだけの知名度や格付けを持たず、海外での社債発行が困難な低格付け企業の資金調達を円滑化する観点からは、本措置を継続させ、海外投資資金を国内に呼び込む必要性が高い。翻って、欧米主要国の社債市場を見ると、海外投資家の社債への投資割合は大きく、社債市場の重要な担い手となっており、かつ、これらの国々は振替社債の利子等について海外投資家に対する非課税措置を継続的に採用している点で共通している。</p> <p>我が国企業の資金調達環境の円滑化を図るため、本施策を恒久的に継続し、国内社債市場においても海外投資家による投資資金を活用できる環境を維持・促進させることで、我が国社債市場における社債の買い手の裾野を拡げ、もって我が国企業の資金調達環境の円滑化を図ることが必要。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済成長 2. 対外経済政策
		政策の達成目標	海外投資家からの投資を呼び込むことにより社債の買い手の裾野を拡げ、国際的に遜色のない資金調達環境を確立し、もって我が国企業の資金調達環境の円滑化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成 24 年度末で適用期限が切れるため、恒久化を希望。
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	本措置の導入以降、我が国企業の発行する社債（振替社債）等に対する外国投資家の投資額は平成 22 年 6 月末時点の 559 億円から足もとの平成 24 年 6 月末時点で 6,570 億円と着実に増加している。もっとも、欧米主要国と比べれば、依然として国の経済規模に対する社債発行額が少ないほか、海外投資家の保有比率も低く、今後の拡大の余地が大きい。このため、上記政策目標を達成するためには、引き続き措置を維持し、国際的に遜色のない資金調達環境を確立する必要性が高い。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	現行の時限的な利子非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われている（平成 24 年 6 月末時点で 345 銘柄 6,570 億円）ことから、本制度が恒久化された暁には、最低でも同程度の投資は見込まれる上に、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して従前振替社債等への投資を全く行わなかった、又は消極的姿勢をとっていた海外投資家の積極的な参加も予想されるため、海外投資家による振替社債等のさらなる保有が期待される。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本制度の恒久化により、海外投資家による振替社債等の保有残高が増加すれば、我が国の発行体が発行する債券の投資家層の厚みが増す。潜在的な投資家層が増加すれば、債券取引もそれに伴い活発化し、流動性も増大して、利率の形で示される各発行体のクレジットリスクに対する市場のプライシング機能も向上し、より効率的な市場の実現に資することとなる。また、投資家層の厚みが増せば、資金調達に係る需給が逼迫する可能性も減少し、不当に不利な発行条件での発行や、他社の大規模資金調達が予想される場合の駆け込み発行もなされなくなり、企業の安定した資金調達に寄与する。
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし	

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>—</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本措置の導入以降、我が国企業の発行する振替社債に対する外国投資家の投資額は着実に増加しており、同様の課税環境が維持されれば、今後も同ペースでの増加が見込まれる。また、企業が当該社債発行による資金調達を拡大させることは、資金調達手法の多様化、適時適量な資金調達と投資の実行等にも資するものであり、副次的な効果も大きい。前述の通り、欧米主要国においては、国債や地方債のほか、社債の利子等についての海外投資家に対する利子非課税措置が継続的に実施されており、公社債に係る投資家の裾野拡大に寄与している。本要望は、国際的なイコールフットィングを、引き続き確保することにより、我が国企業の国際的に遜色のない資金調達環境を確保するための要望であり、妥当な措置である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>平成 22 年度(推計) ▲8 億円  平成 23 年度(推計) ▲33 億円  平成 24 年度(推計) ▲26 億円</p> <p>元本残高については、平成 24 年度は 6 月 30 日現在、平成 23 年度は 12 月 31 日現在の金額をそれぞれ通年の額として使用し、平成 22 年度は措置の適用初年度であり適用対象が段階的に急増していることから、各月末の残高を合計し 12 で除した金額を使用した。</p> <p>それに乗すべき利率は、本措置導入後に到来した、一の暦年の最初から最後まで本措置の適用のあった最初の暦年である平成 23 年につき、同年 12 月 31 日現在において残高の存在した各銘柄の発行時利率を、各銘柄の残高で加重平均した率を算出し、当該率を全ての年度に使用した。</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>時限的措置ではあるものの、本措置により、振替社債の海外投資家の保有残高(新株予約権付社債を除く。)は、平成 22 年 6 月 30 日時点ではわずか 559 億円であったのが、同年 12 月 31 日には 6204 億円まで急速に増加し、その後も 5000 億円を上回って推移している。また、振替新株予約権付社債についても、平成 22 年 12 月 31 日時点での残高が 865 億円であったのを皮切りに、その後 1000 億円を上回って推移している。</p>
		<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>海外投資家からの投資を呼び込むことにより社債の買い手の裾野を拡げ、国際的に遜色のない資金調達環境を確立し、もって我が国企業の資金調達環境の円滑化を図る。</p>
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>そもそも、社債の発行市場はその時々市況に大きな影響を受けるところ、前回要望以降、ギリシャ・ショック、欧州債務問題等に端を発する市場の混乱から上記目標を達成するに至っていない。もっとも、本措置の導入以降、市況の混乱の影響は受けつつも、我が国企業の発行する社債(振替社債)に対する外国投資家の投資は着実に増加しているため、本措置を恒久化し、上記政策目標の達成を目指していく必要がある。</p>
		<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 22 年度の税制改正により、適用期限を 3 年に限り本措置を導入した。</p>